

社会福祉法人 福角会 人権侵害防止に関する規程

この規程は、社会福祉法人福角会定款第1条に基づき法人が実施する事業（以下「法人事業」という。）の利用児・者に対する人権侵害の防止を図ると共に法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用児・者の人権を保護し、健全な保育・支援を提供することを目的とする。

第1章 組織体制について

（対象とする人権侵害）

第1条 この規程において、「人権侵害」とは、次に掲げる行為をいう。

- ① 利用児・者への虐待
- ② 利用児・者への身体拘束等の行動制限
- ③ その他利用児・者への人権侵害と疑われるもの

（人権委員会の設置）

第2条 法人の人権侵害の問題に対応するために人権委員会を設置する。

- 2 人権委員会は、理事長、委員長、各事業所推薦の委員、事務局員等をもって構成することを原則とする。（別紙1）
- 3 人権委員会の委員長は、理事長が推薦をする。
- 4 委員会は定期的または必要に応じて開催する。

（人権委員会の所掌事務）

第3条 人権委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- ① 人権侵害防止に向けた提言や調査を行う。
- ② 事業所と協力し人権侵害が発生した場合の対処・対応を行う。
- ③ 事故報告、ヒヤリハット、苦情・意見より人権侵害につながるような事例がないかを検証する。
- ④ 人権侵害防止の啓発・教育・広報活動を行う。
- ⑤ 利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用等の啓発・促進を行う。
- ⑥ その他人権侵害の防止に関すること。

（施設長の役割）

第4条 法人が実施する事業の管理者（以下、施設長という。）は、事業の責任者として、以下の役割を行うこととする。

- ① 事業所における人権侵害に関する総括
- ② 人権委員会で決定した人権侵害に関する事項の職員への周知徹底
- ③ 人権侵害を受けた者の保護
- ④ その他関係機関等との連絡調整

（虐待防止責任者の役割）

第5条 人権侵害防止のため、各事業所に虐待防止責任者を設置する。

- 2 虐待防止責任者は事業所の施設長が任命するものとする。
- 3 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。
 - ① 虐待の相談や通報を受付けて関係者より聞き取りを実施する。
 - ② 人権侵害事例の事実確認と施設長への報告
 - ③ 人権侵害発生について関係機関等への通報

第2章 人権侵害における虐待について

（人権侵害における虐待防止）

第6条 利用児・者に対する人権侵害の防止を図るため、虐待の早期発見に努め虐待を防止していくとともに、利用児・者が安心して法人事業のサービスを利用できるように定めるものとする。

（人権侵害における虐待の種類と内容）

第7条 人権侵害における「虐待」とは、利用児・者に対して養護者、法人の職員、就業先での使用者が行う以下の各号に示すものとする。また、虐待をしている側の「虐待している」、虐待をされている側の「虐待をされている」という自覚の有無にかかわらず、結果として利用児・者の人権が侵害されている状態となっていれば、その行為を「虐待」とみなす。

- ① 「身体的虐待」、暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為や身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
- ② 「性的虐待」、性的な行為やその強要。（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）
- ③ 「心理的虐待」、脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える行為。
- ④ 「ネグレクト」、食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって利用児・者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる行為。
- ⑤ 「経済的虐待」、本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

（利用児・者に対する虐待の禁止）

第8条 社会福祉法人福角会の職員は、いかなる場合も利用児・者に対して虐待をしてはならない。

（虐待を発見した場合の対応）

第9条 虐待を発見した者は、速やかに各事業所の虐待防止責任者もしくは施設長、更には行政機関の担当窓口に通報するものとする。（掲示物）

- 2 法人の職員は虐待を早期に発見しうる場にあることを自覚し、利用児・者の家庭等での「養護者の虐待」や利用者の就業先等での「使用者の虐待」を発見した場合や相談を受け、虐待の疑いがある場合は前項により通報するものとする。

（虐待通報の受付）

第10条 虐待の通報は、別に定める「通報書」（様式1）によるほか、様式によらない文書、電話、メール、口頭等の方法によっても受け付けることができる。

- 2 虐待通報の受付に際し虐待通報の受付・経過を記録し、その内容を虐待通報者に報告する。

（虐待の報告・通知）

第11条 虐待防止責任者は、受け付けた虐待の内容を施設長に報告する。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、施設長に報告し必要な対応を行う。
- 3 虐待防止責任者から虐待通報受付の報告を受けた施設長は、虐待内容を確認し、虐待通報者及び利用児・者並びに家族等に対して報告を受け付けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

（行政機関等への通報）

第12条 虐待防止責任者もしくは施設長は関係者から聞き取り調査を行い、虐待の疑いがあると確認できた場合は、速やかに行政機関に通報するとともに理事長・法人事務局（人権委員会）へ報告する。

2 前項の行政機関とは児童については、松山市子ども総合相談または、愛媛県中央児童相談所とし、障害者については出身の市町障がい者虐待防止センター等とし、高齢者については松山市介護保険課とする。

（虐待解決への対応）

第13条 法人及び事業所は虐待通報の内容を解決するため、行政機関の調査等に協力を行う。

2 人権委員会の委員長は必要に応じて委員会を開催し対応を検討するとともに理事会等へも報告し意見を求めることとする。

3 虐待を発見した者が直接行政機関へ通報を行った場合も同様に、行政機関の調査等に協力を行う。又、その場合、虐待通報者に対して不利益処分を禁止する。但し、通報が虚偽及び過失の場合は当該事業所の就業規則により懲戒の対象とする。

（虐待解決に向けた記録・改善報告）

第14条 虐待防止責任者は、虐待通報受付から改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2 利用児・者及び家族等に改善を約束した事項について、利用児・者及び家族に対して改善状況を書面により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

（解決結果の公表）

第15条 施設長は、定期的に虐待原因の改善状況を理事長並びに法人事務局（人権委員会）に報告する。

2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、虐待防止及び改善の状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

（再発防止）

第16条 理事長及び施設長は、人権委員会と協力し、虐待が発生した原因分析を行い、再発防止策を作成し法人全職員、利用児・者、家族等への周知を行う。

（虐待を受けた者の保護への協力）

第17条 法人及び各事業所は、虐待を受けた児童や障がい児・者の保護について市町より協力を求められた場合は、事業の運営に支障をきたさない範囲で保護の受け入れを行うものとする。

第3章 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

（身体拘束廃止に向けて）

第18条 利用児・者の人権を尊重し、「身体拘束をしない保育・支援」に取り組むことを目的とする。

身体拘束等の行動制限による精神的苦痛を排除し、利用児・者が福祉サービスを安全かつ快適に利用できるよう保育・支援を行うこととする。

2 どのような行為が身体拘束及び行動制限については別紙に定めることとする。（別紙2）

（身体拘束廃止に向けての実践目標）

第19条 「身体拘束等の行動制限」をしないための保育・支援技術の向上や利用環境・生活環境の整備に取り組む。

- 2 利用児・者の身体的・精神的不安を取り除くために、健康管理や生活リズムを重視し、心身の状態をアセスメントし、身体拘束を必要としない状態へ向けて環境を整備する。また、適宜保育・支援の見直しを心がけるとともに行動制限ではなく行動の自由を視野に入れたサービスの質の評価に努める。

（身体拘束をしない支援方法の検討）

第20条 「身体拘束等の行動制限」を回避するために、身体拘束を行うことなく保育・支援する代替方法や解除するための保育・支援方法も含め、身体拘束廃止に向けての体制づくりを全事業所で取り組んでいくよう検討・協議を行う。

第4章 「身体拘束等の行動制限」を行う場合の対応について

（「身体拘束等の行動制限」の実施要件）

第21条 「身体拘束等の行動制限」は利用児・者の人権を侵害する身体的・心理的虐待行為にあたるため、緊急やむを得ない場合を除いて行わないこととする。

2 緊急やむを得ず「身体拘束等の行動制限」を行う場合は以下の3要件をすべて満たしていることとする。

- ① 切迫性：【利用児・者又は他の利用児・者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと】

身体拘束を行うことで本人の日常生活に与える悪影響を勘案、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用児・者本人などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いか否か確認を行う。

- ② 非代替性：【身体拘束等の行動制限を行う以外に代替する保育・支援方法がないこと】

身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討委員会で検討し利用児・者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手段が無いことを確認する必要がある。身体拘束自体も、本人の状態像に応じて最も制限の少ない方法によって行なわなければならない。

- ③ 一時性：【身体拘束等の行動制限が一時的なものであること】

身体拘束が、本人の状態像などに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する。

3要件をすべて満たす状態であることを慎重に検討し決定をする。

3 「身体拘束等の行動制限」を行わざるを得ない場合に際して、関係者の納得・共通理解を得ることを前提とする。

（実施手順）

第22条 緊急やむを得ず「身体拘束等の行動制限」を行う場合は、以下の手続きにより行う。（フローチャート）

- ① 事前に各事業所において身体拘束適正化委員会を開催する。
② 事前又はできる限り速やかに家族等に連絡・説明し同意を得る。（様式2）
③ 各事業所身体拘束適正化委員会では、以下の点を検討する。

- ・身体拘束等を誘発する原因の究明及び除去
- ・他の保育・支援方法
- ・必要最小限の方法
- ・理由
- ・時間、期間
- ・実施方法の適正、安全性
- ・経過確認の頻度、方法

- ④ 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、以下の項目を記録に残し、必要があれば開示できるよ

う保存する。

- ・ 症状、状況
- ・ 身体拘束等の行動制限をせざるを得ない理由
- ・ 身体拘束等の行動制限の方法、日時、期間、対応者、場所
- ・ 施設長への連絡時刻、家族への連絡時刻
- ・ 身体拘束についての検討会議の内容

⑤ 「身体拘束等の行動制限」を行っている期間は、常時見守り頻繁に観察をすること。

⑥ 「身体拘束等の行動制限」が必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。

⑦ 「身体拘束等の行動制限」を行う場合は以下の方法による。

- ・ 紐、帯、拘束着等の用具を使って行う際は、利用児・者又は他の利用児・者の身体、生命を保護するよう配慮されたものを使用する。
- ・ 実施は安全性を検証された方法で行う。
- ・ 原因となる症状や状況において必要最小限の方法で行う。

（再アセスメント）

第23条 「身体拘束等の行動制限」を解除した後も、再アセスメントを行い、身体拘束等の行動制限を行わなくてよい保育・支援方法を検討する。

第5章 その他

（その他の人権侵害）

第24条 虐待、身体拘束、行動制限以外で人権侵害と疑われることについても同様に各事業所並びに人権委員会において検討し解決をしていく。

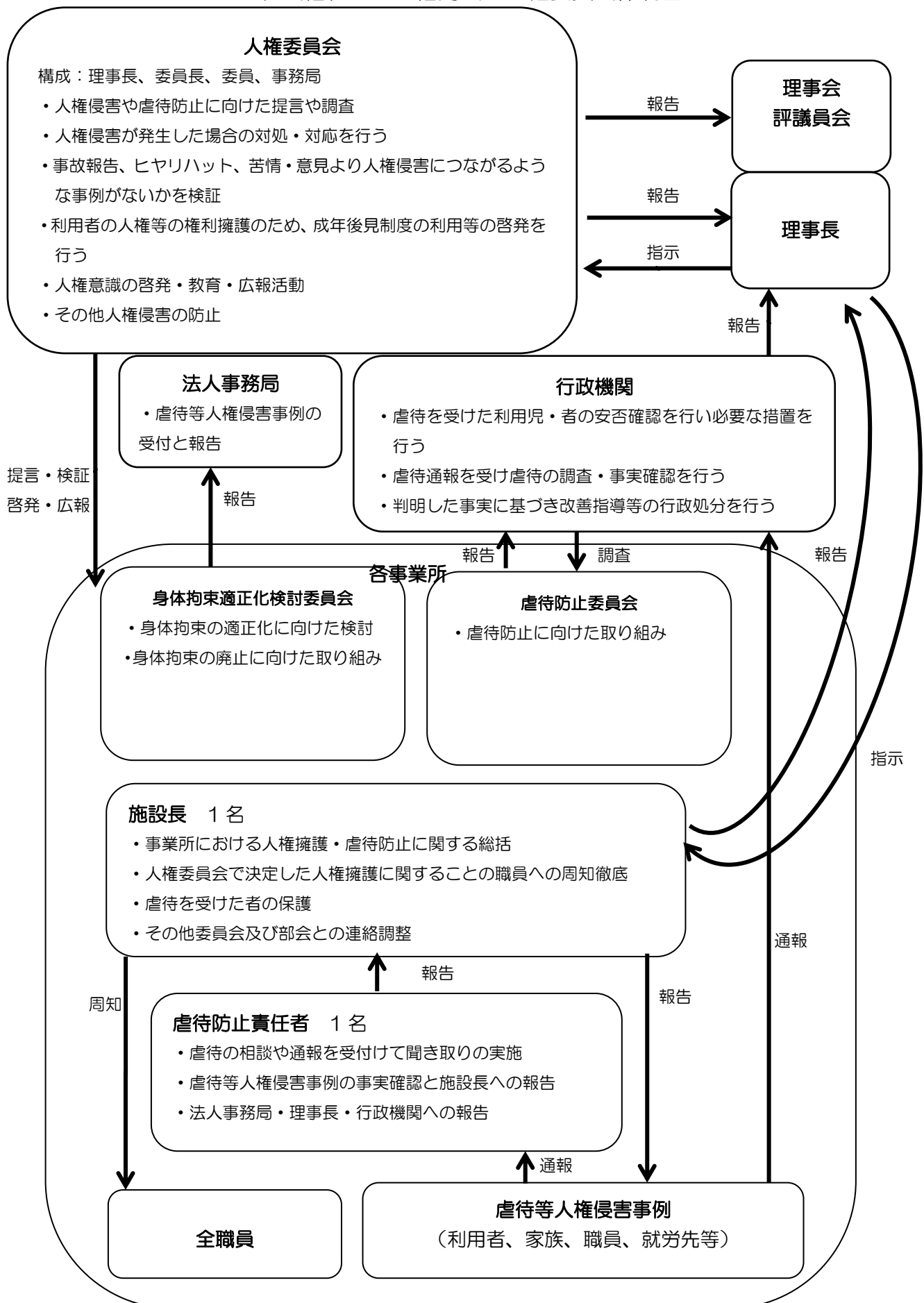
2 その他の人権侵害と考えられることとして、人種や性別・思想する宗教などを根拠として、社会的に不当な扱いを強いたりするようなこと。

附則

この規程は、平成25年11月15日から施行する。
令和4年3月31日に一部改正する。

(別紙1)

社会福祉法人 福角会 人権委員会体制図



(別紙2)

身体拘束及び行動制限について

・利用児・者に対する身体拘束及び行動制限とは

【利用児・者の個人の意思に反して自由な行動を制限することをいう】

利用児・者の行動に

『異常摂食』：異食、反芻、嘔吐、拒食、過食など

『異常排泄行動』：不適切な場所での排泄、便こねなど

『自傷』：出血させたり発赤、打撲、外傷、咬傷など

『他害』：他者への身体的攻撃的行動（殴る、蹴る、噛みつく、髪引きなど）

『破壊的行動』：ガラス、家具、機器・建物、設備、備品、衣服などの破壊

『不適切な発言』：奇声、罵声、大声、泣き叫ぶ、怒声など

『不適切な移動』：多動、飛び出し、徘徊など

『過度な固執』：自分のこだわりを執拗に主張し、受け入れられないとパニックになるなど

『過度な衝動性』：我慢できず、対処困難なパニックとなる。突発的なパニックなど

『常同行動』：周囲へ無関心となる繰り返し行動など

『性的逸脱行動』：人前での性器露出、自慰行為、他者への身体接触など

職員が利用児・者に対して

- ① 自由に動けないように車いすやベッドに縛り付ける。
- ② 児童を自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- ③ 手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ④ 行動を規制するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑤ 支援者が自分の体で利用児・者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑥ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑦ 自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。
- ⑧ 利用児・者の意思を無視して無理に従わせる。

などの行為を行うことが身体拘束や行動制限にあたる。

(掲示物)

令和 年 月 日

関 係 各 位

社会福祉法人福角会「虐待受付窓口設置」のお知らせ

社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程により、本事業所では利用児・者からの虐待通報に適切に対応する体制を整備しました。

本事業所における虐待防止責任者を下記のとおり設置し、虐待の防止に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

○●●事業所の虐待受付窓口

担当者	職名・役職名	氏 名	住 所	連絡先
虐待防止責任者				

○行政機関の受付窓口（障がい者関係）

機 関 名		住 所	連絡先
松山市	松山市障がい者虐待防止センター	松山市二番町四丁目 7-2 別館 1 松山市障がい福祉課	089-948-6849
愛媛県	愛媛県障害者権利擁護センター	松山市持田町 3-8-15 愛媛県総合福祉会館内	089-911-2177

○行政機関の受付窓口（児童関係）

機 関 名		住 所	連絡先
松山市	松山市子ども総合相談	松山市築山町 12-33 松山市青少年センター内	089-943-3200
愛媛県	福祉総合支援センター 【子ども・女性支援課】	松山市本町 7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	089-922-5040

○行政機関の受付窓口（高齢者関係）

機 関 名		住 所	連絡先
松山市	松山市介護保険課	松山市二番町四丁目 7-2 別館 2 階	089-948-6968

(様式1)

令和 年 月 日

〇〇事業所施設長 殿

通 報 書

下記の通り、虐待について通報します。

記

1. 虐待を受けた者

氏名		年齢	歳	利用事業所	
住所					
連絡先	TEL — —				
虐待の発生日時 または発見日時	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()				

2. 虐待をした者

氏名			
住所			
連絡先	TEL — —		
虐待を受けた者 との関係	養護者（家族等） ・ 福祉従業者 ・ 就労先使用者 ・ その他 ()		
虐待の内容 （できる限り具 体的に）	《誰が、いつ、どこで、どの様なことを、どの程度行ったか、怪我などの有無 等についてわか る限り詳しく記入してください》		

3. 虐待通報者について

氏名		
住所		
連絡先	TEL — —	
虐待を受けた者との関係		

※わかる範囲で記入してください。

(様式2)

身体拘束に関する説明書

○○ ○○様

- 1 〇〇 〇〇様の状態が下記の1. 2. 3. をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と期間において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目的に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

1. 利用児・者本人又は他の利用児・者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
2. 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する保育・支援方法がない
3. 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為、部位、内容)	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

事業所名 代表者 ○○ ○○ 印
記録者 ○○ ○○ 印

(利用児者・家族の記入欄)

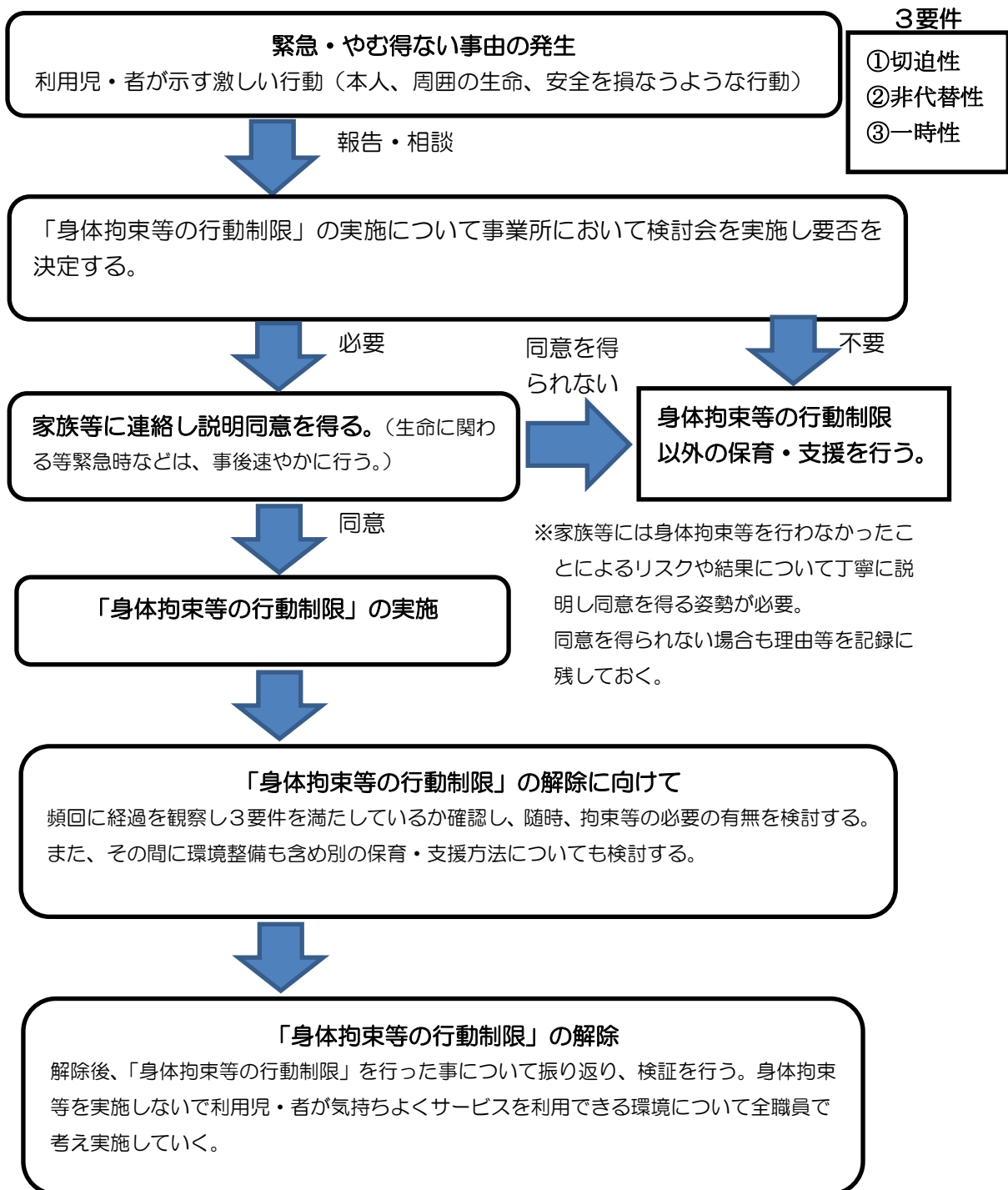
上記の件について説明を受け確認しました。

令和 年 月 日

氏名 ○○ ○○ 印
(本人との続柄)

(フローチャート)

身体拘束実施手順



※緊急やむを得ない状況が発生してから、「身体拘束等の行動制限」が解除されるまでについては、記録に残し（様式2 身体拘束に関する経過観察・再検討記録）必要があれば開示できるように保存する。